連　載　企　画

解決！！クロネコさん



新コーナー「**解決！！クロネコさん**」は、大学に採用されて間もない新社会人の視点から、疑問に思うことやよくわからないこと、内部監査事例集に掲載されている項目を掘り下げて紹介していくコーナーで、前年度の「How to 東山クン！！」のコーナーを引き継ぐものです。

今回は、**「監査」といっても沢山種類があるようですが、実際監査室で行っている監査はどういうものですか？**というお題で始めさせていただきます。

どうぞ、最後までお付き合いください。

お題にも記載されているとおり、国立大学法人東北大学を対象として実施されている主な「監査」として下表のとおり４種類が挙げられますが、これらすべての「監査」を、監査室で実施している訳ではありません。

監査室で実施している「監査」は、赤枠で囲った**「内部監査」**部分が該当します。

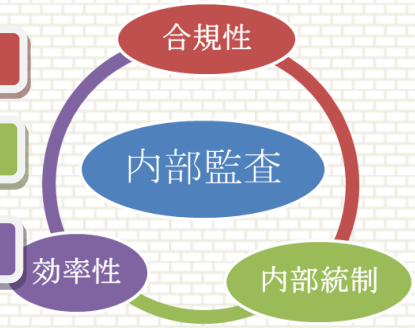
区　分	内部監査（広義）		外部監査	
	内部監査	監事監査	会計監査人監査	会計検査
主　体	本学内部の者		本学の外部の者	
	監査室職員	監　事	公認会計士	会計検査院
総長との関係	総長に直属		総長から独立	
	総長が任命	文科大臣が任命	文科大臣が選任	内閣が任命
目　的	本学の業務の遂行状況をチェックし、業務改善の要否等について総長に報告する（総長の補助者）	本学の業務の運営実態を把握し、総長による本学の経営状況をチェックする。（総長のお目付け役）	本学の財務諸表等に重大な虚偽等がないかどうかチェックする。	税金を原資とした運営費交付金により運営されている本学の会計経理を監督し適正を期し是正を図る。
報告先	総　長			国　会
対　象	本学の業務全般		本学の会計	
	本学における下記の業務を除くすべての業務 ①経営の意思決定に関すること ②教員が行なう個々の教育研究に関すること	本学におけるすべての業務	財務諸表、事業報告書（会計部分のみ）、決算報告書	国もしくは国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計
根　拠	内部監査規程（任意監査）	国立大学法人法（法定監査）	国立大学法人法（法定監査）	会計検査院法

監査室が実施する「内部監査」では、主に次の**３点**について確認を行います。

①法律や学内規則等に基づき業務を行っているか。（合規性）

②チェック機能が適切に機能しているか。（内部統制）

③効率よく業務が行われているか。（効率性）



上表に目的として記載しているとおり、「内部監査」は“業務の間違い探し”を目的としているわけではなく、**総長に代わって本学における業務の遂行状況をチェックし、総長が本学を運営する上で必要な情報を提供する**ことにより、**本学の業務の適正な遂行と経営の合理化、効率化を図ることを目的**としています。

－業務のチェック－
業務の遂行状況を検討・評価（往査（実地・書面）調査等）

→

－業務の支援－
その評価に基づいて助言や勧告を行うこと（報告書、事例集、説明会）

では、具体的に「内部監査」では、どういった項目を監査しているのでしょうか。

監査室では、毎年度に定める内部監査の概要を記載した「内部監査基本計画書」における方針等に基づいて、多種多様な「監査」の領域の中から、本学の施策の重要性、外部機関等による指摘、文部科学省等からの要請、社会的関心などから**リスクが高いもの**を勘案して、**重点事項**として設定し、内部監査（定期監査）として実施しております。また、内部監査（定期監査）の他に、緊急の場合や総長からの監査要請、社会的関心の高い事項について迅速に対応するため、臨時監査を行うこともあります。



ココをクリック！

それでは、参考までに、平成２５年度の「内部監査基本計画書」に設定された**重点事項**を見てみましょう。（画像下部リンクをクリックするとご覧いただけます。）

平成２５年度は、文部科学省等から毎年度の内部監査実施が義務付けられている**「競争的資金の監査」**のほか、勤怠管理を中心に人事業務全般を対象とした**「人事業務に関する監査」**、内部統制の整備及び外部機関から指摘された事項の対応状況を対象とした**「標準会計監査」**、前年度に実施した内部監査における指摘事項に対し、改善のための措置等が講じられているか事後の確認を行う**「フォローアップ監査」**の４項目が重点事項となっております。

≪「内部監査基本計画書」における近年の**重点事項**≫

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
競争的資金の監査	競争的資金の監査	競争的資金の監査	5/13 運営企画会議等に附議予定。
情報セキュリティに関する監査	安全保障輸出に関する監査	人事業務に関する監査	
標準会計監査	標準会計監査	標準会計監査	
安全管理に関する監査	文書及び公印の管理に関する監査	フォローアップ監査	
	フォローアップ監査		

平成２６年度の内部監査基本計画書については、５月１３日に開催される運営企画会議及び５月２０日に開催される部局長連絡会議において附議する予定です。

今年度においても、内部監査基本計画書に記載された**重点事項**に基づき、「内部監査」を実施する際には、各部局に往査することとなります。

お忙しいところ恐縮ですが、「内部監査」の目的等も鑑み、引き続きご協力方よろしくお願いいたします。

（監査室　N 幹事）

解決！！クロネコさん



「解決！！クロネコさん」は、大学に採用されて間もない新社会人の視点から、疑問に思うことやよくわからないこと、内部監査事例集に掲載されている項目を掘り下げて紹介していくコーナーで、前年度の「How to 東山クン！！」のコーナーを引き継ぐものです。

今回は、**「会計監査人監査と会計検査はどちらも会計に関することを対象としている外部監査のようですが、どう違うのでしょうか？また、会計検査は、なぜ会計「監査」ではなく「検査」なのでしょうか？」**というお題で始めさせていただきます。

どうぞ、最後までお付き合いください。

先月号のおうでぃっとめーるでは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）を対象として実施されている主な「監査」のうち、監査室で実施している「内部監査」をピックアップして紹介しましたが、今回は下表において赤枠で囲った「外部監査」（①会計監査人監査、②会計検査）を取り上げたいと思います。

区　分	内部監査（広義）		外部監査	
	内部監査	監事監査	会計監査人監査①	会計検査 ②
主　体	本学内部の者		本学の外部の者	
	監査室職員	監　事	公認会計士	会計検査院
総長との関係	総長に直属		総長から独立	
	総長が任命	文科大臣が任命	文科大臣が選任	内閣が任命
目　的	本学の業務の遂行状況をチェックし、業務改善の要否等について総長に報告する（総長の補助者）	本学の業務の運営実態を把握し、総長による本学の経営状況をチェックする。（総長のお目付け役）	本学の財務諸表等に重大な虚偽等がないかどうかチェックする。	税金を原資とした運営費交付金により運営されている本学の会計経理を監督し適正を期し是正を図る。
報 告 先	総　長			国　会
対　象	本学の業務全般		本学の会計	
	本学における下記の業務を除くすべての業務 ①経営の意思決定に関すること ②教員が行なう個々の教育研究に関すること	本学におけるすべての業務	財務諸表、事業報告書（会計部分のみ）、決算報告書	国もしくは 国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計
根　拠	内部監査規程 （任意監査）	国立大学法人法 （法定監査）	国立大学法人法 （法定監査）	会計検査院法

①会計監査人監査

会計監査人監査は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が選任した会計監査人である監査法人が、本学の**財務諸表等に重大な虚偽等がないかチェックすることを目的に実施する**外部監査です。

会計監査人の選任にあたっては、本学において、国立大学法人の監査・支援実績、監査実施の基本方針及び監査費用の見積額等の費用対効果等を勘案した上で候補者を選定し、監事の同意を得て文部科学省へ提出する「会計監査人候補者名簿」に基づき、文部科学大臣が選任しています。

本学においては、国立大学法人化の平成 16 年度以降、「新日本有限責任監査法人」が毎年、文部科学大臣による選任を受け、会計監査人監査業務を担っています。また、毎年度の監査終了後、当該監査法人より本学に対して以下のような意見が提出されています。

≪監査意見≫
当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人東北大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
（『独立監査人の監査報告書』（H24 年度版）より抜粋）

このようなお墨付きがなければ、本学の財務諸表は文部科学大臣の承認を受けることができません。つまり、会計監査人監査は、**『財務諸表の適正性を担保する』**ために実施されているのです。

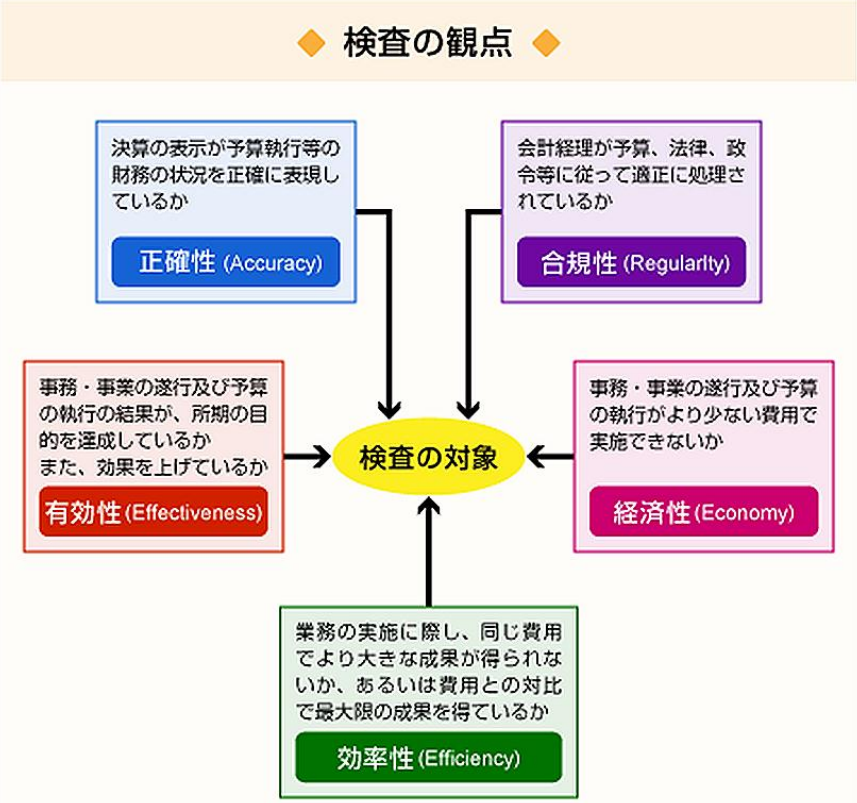
②会計検査

会計検査は、会計検査院が、**国からの補助金等、主に国民の税金を原資として運営されている機関における会計が適正に行われ、補助金等が無駄なく有効に使われているかチェックすることを目的に実施する**外部監査です。

会計検査の対象は、国の収入支出の決算のほか、国が出資している政府関係機関・独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を行っている地方公共団体の会計等、多岐にわたります。

次に会計検査の方法ですが、主に、庁舎内で検査対象機関から提出された計算書や証拠書類を検査する「書面検査」と、検査対象機関の事務所や事業が実際に行われている現場に出張して行う「実地検査」の二つの方法があります。本学に当てはめると、前者の実例としては、会計検査院の定める「計算証明規則」に基づき、財務部財務決算室より毎月会計検査院へ提出している合計残高試算表や証拠書類等、月次決算関係書類の検査があります。また、後者の実例としては、去る５月２８日～３０日の日程で行われた会計実地検査が挙げられます（各種調書の作成や、部局によっては直接の検査対応を求められた方もいらっしゃるかもしれません。関係者の皆様、大変お疲れ様でした）。

なお、会計検査の実施にあたっては、社会経済の動向や国民の関心などに留意した上で、年度ごとに「会計検査の基本方針」及び当該方針に基づく「検査計画」が策定されますが、ここで、基本方針に定められている“検査を行う際の５つの観点”をご紹介します。



※経済性、効率性及び有効性の検査は、それぞれの英語の頭文字が「E」であることから、総称して「3E 検査」と呼ばれています。

会計検査は、この５つの観点に重点を置いて実施され、検査後、検査結果の分析・検討を経た上で、１年間に実施した検査の成果を明らかにした報告書である「検査報告」が作成されます。この「検査報告」には、検査の結果、①法令や予算に違反し又は不当と認めた事項、②不適切・不合理な事態について改善の意見を表示し又は処置を要求した事項などが記載されています。昨今、本学について以下の事項が「検査報告」に記載されたことは記憶に新しいのではないでしょうか。

・教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの（平成 23 年度決算検査報告：不当事項）（http://report.jbaudit.go.jp/org/h23/2011-h23-0937-0.htm）

・災害復旧事業により購入するなどした研究設備について、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう意見を表示したもの（平成 24 年度決算検査報告：意見表示事項）
（http://report.jbaudit.go.jp/org/h24/2012-h24-0835-0.htm）

この不当事項や意見表示事項については、その後の会計検査でフォローアップが行われることで、検査結果の実効性を高めています。なお、本学が改善のために行った是正措置等の状況は、改めて「検査報告」に記載されることになります。（内部監査同様、指摘を行うだけでなく、その後の是正状況等を確認する**フォローアップが重要**なのです！）

最後になりましたが、「会計検査は、なぜ「監査」ではなく「検査」なのか？」という難題について調べてみました。あるウェブサイトでは、「我が国では、国等の行政機関に対する会計の監査を「会計検査」、民間企業に対する監査を「会計監査」と呼ぶのが一般的」との説明がありましたが、明確な答えは見つからず悩んでいたところ、上司の所有していた書籍にそのヒントが隠されていました。

その書籍は、国の機関の監査を①内部監査（各府省庁等の内部に設置された監査部門による監査）と②国の機関から独立した機関による監査（会計検査院によって行われる**検査**）の２つに区分した上で、「**会計検査院による監査は、検査と呼ばれる。**」との注釈が付されていました。ここで、原点に立ち返って会計検査院のホームページを見てみると、「会計検査院は、（中略）憲法上の独立した機関」との記載があり、その根拠として日本国憲法第 90 条と会計検査院法第 1 条が引用されていました。会計検査院は、重要な職務を他から制約されることなく厳正に果たせるよう、内閣から独立しており、その独立性を保障するため、会計検査院法によって会計検査に関する規則制定権が保障されているのです。

（日本国憲法　第 90 条）
第１項　**国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し**、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
第２項　会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。
（会計検査院法　第１条）
会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

皆さん、もうお気づきかと思いますが、「会計検査は、なぜ「監査」ではなく「検査」なのか？」という質問の答えは、「**日本国憲法により、監査ではなく、『検査』をする旨、規定されているから**」ということになります。逆に言えば、「会計検査」とは、会計検査院が行う検査にのみ使用する用語なのです。憲法上に定めのある会計検査院は、改めてスゴイ機関なんだということを実感しました。　　（監査室　K）

解決！！クロネコさん

「解決！！クロネコさん」は、大学に採用されて間もない新社会人の視点から、疑問に思う事やよくわからないこと、内部監査事例集に掲載されている項目を掘り下げて紹介していくコーナーで、前年度の「How to 東山クン！！」のコーナーを引き継ぐものです。

今回は「原則として抜き打ちで監査を行うことはないようですが、どうして抜き打ちで行わないのでしょうか？」というお題で始めさせていただきます。

どうぞ、最後までお付き合いください。

１．なぜ？抜き打ちで監査を行わないのか？

今月も良い質問が寄せられましたので、私が、簡潔明瞭にお答えします。

「なぜ？監査室は、抜き打ちで監査をしないか！」というと、「東北大学内部監査規程」（以下、監査規程という。）第１２条に以下のように定められているからです。

（実施の通知）

第 12 条　監査室長は、内部監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部局の長（本部事務機構にあっては、各部の部長及び国際交流課長。以下同じ。）に対し、内部監査の実施に関する事項を通知するものとする。ただし、前条第 2 項ただし書の規定により緊

このように、内部監査を実施する時は、あらかじめ監査対象部局の長等に対し、内部監査の実施に関する事項を通知することになっているため、内部監査が抜き打ち的に行われることはないのです。お分かりいただけたでしょうか？

２．内部監査業務の本来の目的は何か？



実は、内部監査業務の目的は、不正行為等の発見ではありません。内部監査業務の目的は、監査規程第２条に記載されております。

（内部監査の目的）

第 2 条　内部監査は、本学における業務の遂行状況を監査し、及び内部統制を評価することにより、業務の適正な遂行及び経営の合理化・効率化を図るとともに、監事及び会

監査規程に記載のあるとおり、監査室では、業務の遂行状況を監査したり、内部統制を評価したりはしますが、皆さんがイメージしているような不正行為を探し出し、摘発を行う機関ではないのです。では、いったい何を目的に監査室は設置されたのでしょうか？

東北大学の業務に関する最終的な責任者は総長です。総長は、学外の利害関係者に対し、本学の業務に関する説明責任を果たす義務があります。よって総長は学内の業務が適切に行われているかを把握する必要がありますが、物理的にそれらを把握することができないため直轄機関として監査室を設け、学内の業務の適切性や経営の合理化、効率化が図られ

ているか報告を受けることで、大学経営の一助とすることを目的としているのです。

このように、内部監査業務は不正行為の発見というより、不正行為を起こさせないための内部統制を評価することに主眼を置いているのです。

３．もし監査室が抜き打ちで監査業務を行うようになってしまったら！（笑）

もし抜き打ちで内部監査業務を行うようになってしまったら、いったいどのようになるのでしょうか？

確かにこのような監査を実施すれば、不正行為を発見することがあるかもしれません。しかしながら、監査の目的が「不正行為の発見」に移行することにより、業務の適正な執行、経営の合理化、効率化を図るという点が疎かになってしまうことにより、結果的により多くの不適切な事例や誤謬を見逃すことにつながってしまう可能性があるのです。

４．結論



これまで説明してきたとおり、内部監査業務は、不正行為を発見することを目的とするものではなく、業務の適正な執行や効率化等を推進させるための業務であり、皆様のご協力と信頼関係の上に成り立っている業務なのです。

ですから、監査担当者と被監査部門等が、「業務の適正な執行、経営の合理化、効率化」という共通の目的をもって監査業務を行っている限り、抜き打ちで監査を行う必要はないのです。今後も内部監査業務の趣旨をご理解いただき、今一層業務の適正な執行並びに経営の合理化、効率化を推進していければと考えております。

長々と説明してきましたが、監査室が「抜き打ち」で監査を行わない本当の理由がおわかりいただけたでしょうか？

（監査室　H・S）